



2024年5月22日

各位

会社名 株式会社フーディソン
代表者名 代表取締役 CEO 山本 徹
(コード: 7114 東証グロース市場)
問合せ先 取締役CFO 兼 経営管理部長 内藤 直樹
(TEL: 050-1754-1990)

取締役に対する株式報酬制度（譲渡制限付株式およびストック・オプション）の導入のお知らせ

当社は、2024年5月22日開催の取締役会において、2024年6月24日開催予定の第11期定時株主総会において株式報酬制度の導入を行い、取締役に対する譲渡制限付株式およびストック・オプションによる報酬支給を付議する旨を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 取締役に対する株式報酬制度の内容について

当社の取締役の金銭報酬等の額は、2022年8月31日開催の臨時株主総会において、年額2億円以内としてご承認いただいております。今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、年額2億円の報酬枠とは別枠で当社の取締役（社外取締役を含みます。以下同じです。）に対する報酬等として、新たに株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入し、譲渡制限付株式報酬（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）およびストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を付与することにつき、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

本制度に基づき当社の取締役に対して支給する本譲渡制限付株式については、上記の年額2億円の報酬枠とは別枠で総額を年額1億円以内とし、また、取締役に対して発行または処分される普通株式の総数は、年間50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じです。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）といたします。

当社は、本制度に基づく本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は、上記の年額の上限の範囲内とすることに加えて、年間で取締役に支給される本譲渡制限付株式の発行済株式総数（2024年3月31日時点。以下同じです。）に占める割合は、1.10%とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与について相当であると判断しております。

本制度に基づき当社の取締役に対して付与する本新株予約権については、その上限個数を、年間で500個以内といたします。当社は、年間で付与される本新株予約権がすべて行使されることにより発行される当社普通株式の発行済株式総数に占める割合は、1.10%とその希釈化率は軽微であることから、本新株予約権の付与について相当であると判断しております。当社の取締役に対して付与する本新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数に乗じた額となります。各新株予約権の公正価額は、割当日において適用すべき諸条件をもとに一般的に利用されている算定方法を用いて算定します。

本譲渡制限付株式および本新株予約権の各取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。なお、年間で取締役に割り当てる本譲渡制限付株式の価額（本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額）と本新株予約権の公正価額の総額は、1億円以内といたします。

なお、当社の現在の取締役は4名（うち社外取締役2名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決さ

れますと、取締役は5名（うち社外取締役3名）となります。

2. 取締役に対する譲渡制限付株式報酬の具体的内容

a. 取締役に対して付与する譲渡制限付株式の上限数及び払込みに関する事項

本譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものとしたしく存じます。

- ① 取締役に対して報酬等として金銭報酬債権を支給し、当該取締役が当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社普通株式の発行または処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）
- ② 取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社普通株式の発行又は処分を行う方法

これにより発行または処分をされる当社普通株式の総数は、年間 50,000 株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は、各本譲渡制限付株式の割当てに係る取締役会決議の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とされない範囲において取締役会にて決定します。

また、各取締役への具体的な配分および支給時期については、取締役会において決定することといたします。

b. 取締役に対して付与する譲渡制限付株式の概要

本譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と取締役との間で、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

- (1) 取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」という。）について、2年以上で取締役会が定める期間、または、本割当株式の交付日から取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任もしくは退職（ただし、退任もしくは退職と同時にかかる地位のいずれかに就任もしくは再任する場合を除く。以下同じ。）する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 取締役が当社取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職したときは、死亡による退任もしくは退職または取締役会の決議によって正当と認めた場合を除き、当社が本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める当社取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編などの承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につ

いて、当該組織再編などの効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

- (5) 上記(4)に規定する場合においては、当社は、上記(4)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (6) 本割当契約に関するその他の事項については、当社取締役会において定める。

3. 取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的内容

a. 取締役に対して付与する新株予約権の上限数及び払込みに関する事項

定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は、500個以内とします。

b. 取締役に対して付与する新株予約権の概要

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は100株とする。ただし、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割または株式併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- i. 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に付与株式数を乗じた額とする。
- ii. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。なお、当社が当社普通株式につき、株式分割(株式無償割当てを含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の付与決議後2年を経過した日から10年を経過する日まで(ただし、最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日まで)の範囲内で、当社取締役会決議により決定す

る期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を原則として有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、新株予約権者が死亡、精神または身体の故障により地位を喪失した場合、または取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(7) 新株予約権の取得に関する事項

i. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について当社株主総会の承認（当社株主総会の承認を要しない場合には当社取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ii. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（6）に定める規定により新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

以 上